

「ご家族登録サービス」のご案内

あなたと共にご家族に知っていただきたいこと

「ご家族登録サービス」は、事前に登録いただいたご家族の方が、
ご契約者に代わって保険契約の内容を照会することができるサービスです。

登録ご家族がお問い合わせできる保険契約の情報

保険契約の基本情報

- 契約者・被保険者・
受取人の基本情報
- 保険商品名 ●保険金額
- 保険料額 ●保険期間
- 払込期間 ●契約日等

保険契約の状態

- 有効 ●失効 等

保険料払込方法・ 保険料ご入金状況

試算情報

- 解約 ●貸付 ●減額 ●払済 ●前納
- 自動振替貸付 等

請求手続き履歴

- 給付金 ●名義変更 ●貸付 ●減額 等



保険の内容をご家族にも
知っておいてほしい場合、
登録ご家族であれば、契
約内容をお問い合わせい
ただけます。

例えば、このような場面でご利用いただけます。



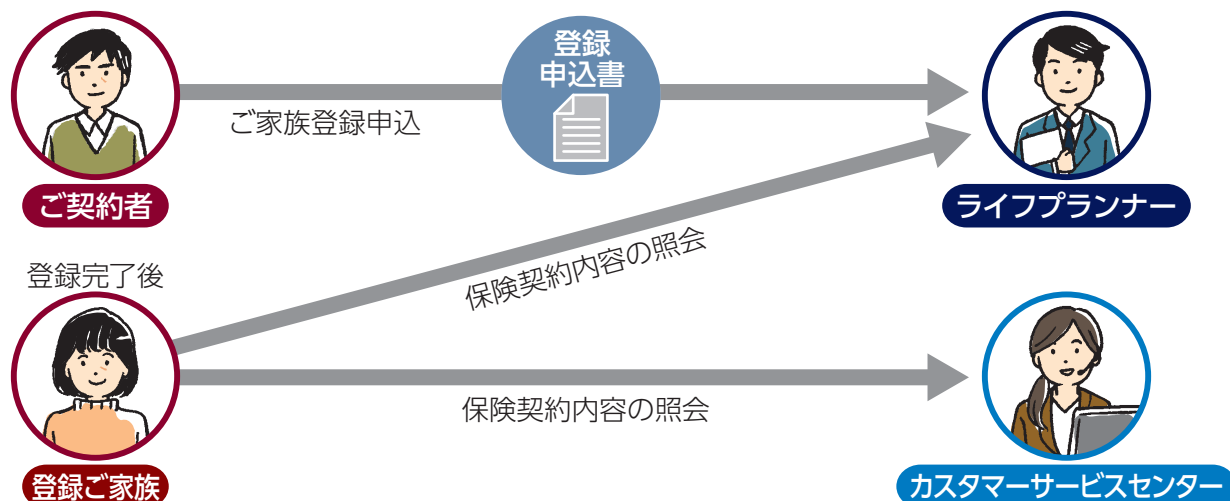
ご契約者本人が忙しく
て連絡できない場合、
ご契約者に代わって、請
求書類の取り寄せがで
きます。

※お手続きの種類により、承ること
ができない書類もございます。



お客様が入院された
際に、入院・手術給付
金の確認ができます。

「ご家族登録サービス」申込から照会までの流れ



※契約の現況等により登録には一定の要件があります。

本サービスの対象者

個人のご契約者

※ご契約者が法人・個人事業主の場合、また、未成年の方・法定後見制度をご利用の方は除きます。

登録ご家族の範囲

- 登録いただけるご家族は、保険契約単位の設定とし、1保険契約につき1名です。
- 成年者であり、意思能力を有することが条件です。
- 登録可能なご家族の範囲は、以下のとおりです。

死亡保険金受取人

ただし、以下は例外条項とし、死亡保険金受取人以外の方を登録することができます。

- ①契約者・被保険者が異なり、契約者・死亡保険金受取人が同一人の場合、被保険者の方を登録することができます。
- ②以下(1)～(5)のいずれかに該当する場合は、配偶者、三親等以内の親族または指定代理請求人の方を登録することができます。
 - (1)該当する死亡保険金受取人や被保険者が未成年の場合
 - (2)該当する死亡保険金受取人や被保険者が70歳以上の場合
 - (3)死亡保険金受取人が意思能力を有せず、かつ成年後見制度等を利用していない場合
 - (4)医療保険等、死亡保険金がない契約の場合
 - (5)生命保険信託契約の場合

サービスのお申込みについては担当ライフプランナーまたはカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

プルデンシャル生命保険株式会社

本社 〒100-0014 東京都千代田区永田町2-13-10 プルデンシャルタワー

●インターネットホームページ

<https://www.prudential.co.jp/>

●カスタマーサービスセンター

0120-810740

パートナーフォーユー

※記載の取扱は2025年4月現在における当社の取扱によるもので、将来変更となることがあります。